



令和5年6月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和5年6月26日(月) 午後13時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 第2・3委員会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 19 番 清水 敏明 委員
議席番号 1 番 飛澤 正志 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
欠席	17	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



農地係長代理	<p>皆さんお疲れ様です。6月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長挨拶。松永会長お願いします。</p>
会 長	<p>ご苦労様でございます。梅雨もだいぶ進んできて、蒸し暑くなってきた状況でございます。コロナの関係につきましては、沖縄の方でだいぶ増えており医療崩壊が起きそうな状況で、第9派に入ってきているのではないかと報道されています。5類になったので、マスク着用についてはそれぞれの判断でお願いしたいということです。よろしく申し上げます。過日農業者年金の総会がありまして、そのことについてお繋ぎしたいと思います。令和5年から9年度を対象にする推進期間が目標設定されたわけでございます。今まで13万人だったのが15万人という目標で、第5期中期目標ということです。若い農業者及び女性農業者を重点的に推進したいということでございまして、20歳以上39歳以下。は5,500人以上、女性新規加入は3,400人以上という数字が国で定められています。これは厚生省及び農水省から指示されたというわけです。これを受けまして長野県では、令和5年度の新規加入の目標は全体で151人。若い人が97人、女性が89人として一市町村で一人以上の新規加入者の確保をはかるという目標になったわけです。ご存じのように令和4年から35歳未満で政策支援の対象とならない者は、保険料の納付額が1万円に引き下げられています。60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金の任意加入者も加入できるようになっていますので、合わせてご承知おきください。前年においては皆様のご協力のおかげで目標の倍の4人ができたということで、若い人、女性ともに目標をクリアできました。それぞれ2万円ずつ計6万円奨励金が出たわけです。新しい年度においても、それぞれの部門に対して2万円、全部達成したら6万円になります。今年度飯山市の目標は4人ということで、内女性が1人、若い人が1人ということでございます。4人以上確保できた場合、1人につき1万円奨励金が出るという新規の施策でございます。すでに前年から進めておりますが、推進については1回3,000円の推進手当が出るというのは変わりなく、データによればまだまだ加入できる人がいるということです。隣近所にいそうであればお声をかけてもらって、特に若い人をターゲットに推進していただくようお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
議 長	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>17番 齊藤委員です。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p>



<p>議 長</p>	<p>飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号19番 清水委員、1番 飛澤委員さんをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は6件です。 議案第1号について、受付番号17番から22番は所有権の移転に関する件になります。</p> <p style="text-align: center;">【 所有権移転 受付番号17番～22番 議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 17番の補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>〇〇さんの土地です。隣の〇〇さんとの間に畑があります。まだ耕作はされていません。家庭菜園にしようと考えているそうです。建物に付随する土地で、時間をみながら耕作をするということですので問題ないかと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>18番の補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>〇〇さんが転出されて、その住宅を〇〇夫妻が購入しました。田は山手の方にありまして耕作はされていません。用水の関係でどうなのかという感じはします。小平地区は全体の三分の一くらいしか耕作されていません。基幹水路は維持されていますが、他の水路の維持管理が厳しいと話は聞いています。昨年まで作付けされていたということなので、再開はできるかと思えます。畑については住宅前にアスパラ畑があります。現状はきれいに管理されているみたいなので問題ないかと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>19番の補足説明をお願いします。</p>
<p>15番</p>	<p>〇〇の会社があるところが〇〇さんの実家でした。〇〇会社の〇〇さんに話を聞きました。工場裏の水田ですが今作付けされています。今後大麦の</p>



	試験場とするのだろうということです。畑も追々麦を蒔くのではないかという話です。
議長	20番の補足説明をお願いします。
16番	〇〇さんのお父さんが亡くなられて空き家になっていました。〇〇さんはまだ引っ越しはされていません。現状畑は草が生えていて耕作はされていませんが、ひどい状態ではないので耕作はできると思います。
議長	21番の補足説明をお願いします。
9番	長い間〇〇さんが畑を借りて耕作していたそうです。〇〇さんが相続された時に売買の話が出たということです。
議長	22番の補足説明をお願いします。
15番	この土地は仮登記されているということで、農地相談にもお見えになりました。下限面積が廃止されようやく登記できるということです。茄子とカボチャを作っていました。問題はないと思います。
議長	推進委員の皆さんご意見ご質問などありませんか。
議長	この前19市の研修会時に、下限面積を廃止したことで新規参入が非常に増えているということです。長野市は非常に多いそうでいいことですが、経験のない人が始めて、きちんと耕作ができるのか、どんな人なのかかわからないという問題があるそうです。県の見解とすれば、家庭菜園であっても1枚の畑に1列だけ野菜を作って、残りは耕作をしないという状況が結構あるそうです。これはダメだということです。耕作条件に当てはまらないということで許可すべきではないというご指導がありました。参考にしてください。19番悩ましいですね。農地所有適格化法人は、誰か役員が従事すべきもので、法律的にいうと、疑問のある取引だと思われます。
11番	現状〇〇さんひとりですし、仕事が間に合わないんです。従業員を入れてもらってくださいと話していますが。
議長	耕作が出来ない状況とわかっていて買うということは、両者の間では話が出来ているということだと思うが、現状を見ると非常に問題ですね。〇〇は合同会社。〇〇さんは責任社員で常時しているということで、これはいいですね。
11番	法人としては〇〇さん一人が常時従事しているので問題ないです。ただ、



<p>議 長</p>	<p>貸借を契約している貸主の方々から本当に大丈夫なのかと聞かれます。大丈夫とお答えはしますが、作業がなかなか進まず厳しいです。</p> <p>では今の話しの現状を踏まえて採決をとります。</p> <p>(賛成多数)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数につき議案第1号は原案のとおり決定といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の許可申請は1件。 【受付番号 3番 議案書をもとに朗読と説明】</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 3番の補足説明。</p>
<p>20番</p>	<p>この農地は住宅に囲まれています。現在は畑として利用していますが、住宅に挟まれた場所ですので特に問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。</p>
<p>11番</p>	<p>譲受人の〇〇さんはそこにお住まいの方ですか。</p>
<p>20番</p>	<p>3軒隣にいます。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にありますか。 ないようですので採決をいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 347番～387番</p>



	<p>貸借(経営基盤法) 受付番号 388番 議案書をもとに朗読と説明】</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですのでお読みいただき、何かご質問があればお願いします。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一 _____

19番 _____ 清水 敏明 _____

1番 _____ 飛澤 正志 _____